

## 「航空身体検査証明の有効期間に関する検討会」中間取りまとめ概要

### 有効期間見直しの必要性

- ・我が国の航空身体検査証明の有効期間については、航空法制定時から、定期運送用操縦士は6月、その他は1年と定められている。
- ・他方、国際民間航空機関においては、医療技術の進歩や航空身体検査の実績等を踏まえ、有効期間に係る国際標準を定める国際民間航空条約附属書1を改訂し、若年層の有効期間を延長するとともに年齢の増加等に応じて段階的に有効期間の短縮を行っている。
- ・附属書1の改訂により、我が国の有効期間と国際標準との差異が生じており、今回新たに導入する操縦士資格(MPL)に係る有効期間を定めるにあわせて、航空身体検査証明全般の有効期間について見直す必要性が生じている。

### 有効期間見直しの方向性

我が国における航空身体検査の実状や操縦士の心身機能喪失事例の発生状況等を踏まえつつ、既に国際標準の考え方に沿って見直しを行っている欧米における心身機能喪失事例の発生状況等について検証を行った結果、臨床的に必要な者についてその有効期間を短縮する等の措置を講じることにより、我が国における有効期間を国際標準と整合させることとして差し支えないと結論。

具体的な見直しは以下のとおり。

- ・定期運送用操縦士 現行6月 ⇒ 1年以内で年齢その他に応じて設定(注1)
- ・事業用操縦士 現行1年 ⇒ (定期運送用操縦士と同じ)
- ・自家用操縦士 現行1年 ⇒ 5年以内で年齢に応じて設定(注2)
- ・MPL 1年以内で年齢に応じて設定(注3)
- ・その他(航空機関士等) 現行1年 ⇒ 変更なし

(注1)一人の操縦士で旅客を運送する航空運送事業に従事する40歳以上者及び航空運送事業に従事する60歳以上者は6月に短縮

(注2)40歳未満者は5年、40～49歳者は2年、50歳以上者は1年(勧告を採用する場合)

(注3)航空運送事業に従事する60歳以上者は6月に短縮

有効期間の見直しの機会にあわせて、航空身体検査証明制度の適正な運用のための方策について、検討を加え、充実・強化を図る必要がある。

### 制度の適正な運用のための方策

1. 航空身体検査の適正かつ確実な実施
  - 必要な検査データ等の点検及び立入検査等の計画的・重点的な実施
  - 指定医に対する講習会の充実及び効果的な教育ツールの整備
  - アンケート調査によるニーズの把握及びこれらを踏まえた措置の実施
2. 申請者による正確な自己申告の実施
  - 自己申告しやすい環境の整備のため、自己申告に係る指針の提示、問診票等の整備
  - 指定医講習会等を通じて大臣判定に係る事例等の呈示
3. 疾病等により乗務停止した操縦士等への適切な管理の実施
  - 有効期間中に乗務停止した操縦士等に対する指導の強化及び指針等の作成
  - 医薬品等の指針等の継続的な見直し
  - 操縦士団体等を通じた操縦士等への健康管理教育及びガイダンスの整備
4. 申請者の健康状況に応じた有効期間の設定及び報告の義務付け
  - 臨床的に必要な者には短縮した有効期間を適用
  - 必要に応じて有効期間中の健康状態について報告を義務付け
5. 航空運送事業者に対する指導の強化
  - 特定本邦航空運送事業者のみならず、中小の事業者の健康管理体制の指導監督を強化
  - 指導監督に必要な体制の強化